

物品・その他業務委託等競争契約入札心得

(目的)

第1条

竹田市が発注する物品・その他業務委託等の契約に係る競争入札の取扱いについては、地方自治法施行令、**竹田市契約事務規則**その他法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(入札条件)

第2条

- (1) 入札は様式第7号(契約事務規則第32条関係)に定める入札書を入札に付する事項ごとに作成し、記名押印のうえ、所定の時刻までに自ら入札箱に投入しなければならない。
原則郵便、電信による入札は認めない。
- (2) 代理人が入札する場合は、様式第8号(契約事務規則第32条関係)に定める委任状を入札前までに代理人が持参して提出すること。なお、この場合の入札書には、入札書の住所、氏名欄に、本人の住所、氏名(法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名)を記載(本人又は代表者の印は不要)し、「上記代理人」と代理人であることの表示及び「代理人の氏名」を記載して当該代理人の押印をすること。
- (3) 入札は総価(税抜き)においてすること。又は仕様書の示すとおりとする。
- (4) **入札書の金額はアラビア数字で記入し単位は円とし、金額の頭に「¥」を記載すること。**
- (5) **入札書に誤記があった場合は、インク消し、その他の方法で改ざんせず、訂正箇所には二重線を引いて正書し、かつ訂正印を押印すること。**
- (6) 入札書を入札箱に投入した後は、いかなる理由があっても、入札書の書換え、引換え、撤回をすることができない。
- (7) 落札決定にあつては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (8) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54条)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (9) 入札を希望しない場合には、入札書の投入に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。この場合、様式3に定める入札辞退届を提出しなければならない。
なお、入札を辞退してもこれを理由として以後の指名等について、不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札の延期又は取り止め等)

第3条

- (1) 天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し又は取り止めることがある。
- (2) 入札者が1人のときは、入札を取り止める。
- (3) **入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の執行を延期し、又は取りやめることができる。**

(入札の無効)

第4条

次の各号にいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札者が1人の場合においてその者がした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (4) **所定の時刻までにされなかった入札**
- (5) 同一事項の入札について、入札者又は代理人が2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札
- (6) 代理人が2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札
- (7) 代理人が同一事項の入札について他の入札者の代理をした場合のそのいずれもの入札
- (8) 明らかに連合その他の不正な行為によってされたと認められる入札
- (9) 入札者の記名押印、代理人が入札する場合の代理人の記名押印を欠いた入札書による入札
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札書による入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

(入札の失格)

第5条

次に該当する入札者は失格とする

最低制限価格が設定された入札において、最低制限価格に対する入札書比較価格（最低制限価格の110分の100に相当する価格をいう。）未満の入札をした者。

(再度入札)

第6条

開札をした場合において各人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき、また最低制限価格を設けた場合においては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき、直ちに再度の入札を行う。

2 再度入札は原則として1回（最初の入札から数えて2回目）までとする。

(落札者の決定方法)

第7条

最低制限価格の設定がない場合

予定価格の範囲内で、最低価格入札者を落札者とする。

(くじによる落札者の決定)

第8条

落札者となるべき価格と同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(その他の必要事項)

第11条

(1) 落札者は、入札執行者から交付された契約書の案に記名押印し、落札者となった旨の通知を受けた日から起算して7日以内に、これを入札執行者に提出しなければならない。この場合、落札者が書面によりその延期を申し出た場合において事情やむを得ないと認められるときは、この期限を延長することができる。

(2) 市議会の議決を要する契約については、仮契約書の案を提出しなければならない。

(3) 前号の場合については、市議会の議決があり、本契約確定通知をもって契約が確定する。

(4) 落札者が第1号に規定する期間内に契約書又は仮契約書の案を提出しないときはその効力を失う。

(5) 落札者は、工事の施工に関し別に定める事項を記載した書面を提出すること。

(6) 仕様書等を閲覧する場合は、係員に入札通知書を提示し、指定の場所で閲覧すること。

なお、仕様書閲覧者記入簿に、所要の事項を署名しなければならない。署名がないときは、仕様書による見積もりを行っていないものとみなし入札に参加させない場合がある。

(注意事項)

第13条

入札室内において、携帯電話を使用するなど、入札の適正な執行に支障をきたす行為をした者については、退室を命じ、その者の入札を無効とすることがある。

(その他)

第14条

その他業務委託の入札に際しては、本心得を準用して使用する。